

北海道森林管理局交渉（全国林野関連労働組合）

議事概要

- 1 日時 平成30年11月29日（木） 17:30～18:30
- 2 場所 局会議室
- 3 出席者 北海道森林管理局
中西 誠 総務企画部長
石橋 岳志 計画保全部長
横山 誠二 森林環境保護技術分析官
島津 泰博 総務課長
植松 好宏 保全課長
浅田 正幸 総務課企画官（安全衛生）
福井 敬育 総務課課長補佐（総務）
山田 巳弘 総務課課長補佐（福利厚生）

林野労組北海道地本
兼子 公博 委員長
外山 保浩 副委員長
神成 武彦 書記長
三浦 忍 執行委員（交渉部長）
三木 史郎 執行委員
信夫 良平 執行委員
中村 雅幸 執行委員
篠原 純 執行委員
三品 幸弘 執行委員

- 4 交渉事項
石狩森林管理署重大災害に係る職員の安全確保について

5 議事概要

組合）北海道森林管理局における職員の安全確保の基本的な考え方についてどの様に考えているのか。

当局）職員の安全確保については、人命尊重の基本理念の下、重大災害はもとより公務災害の撲滅のための安全管理及び適切な健康管理を推進するため、「北海道森林管理局における職員の安全確保について」等に基づき取り組んできたところであるが、狩猟者の誤射により職員が死亡するというあってはならない重大災害が発生したことは誠に遺憾であり痛恨の極みである。

今後、二度とこうした重大災害が発生しないよう再発防止対策を検討し、その徹底を図っていく考えである。

組合）今回の重大災害を受け、どの様な再発防止対策を講じたのか。

当局）今回の重大災害を受け、同様の災害が二度と起きないように、北海道猟友会に対し、全ての会員に、このような事故を引き起こしたことを周知するとともに、関係法令及び狩猟ルールへの遵守を徹底し、事故の再発防止に万全を期すよう要請したところである。

また、立入禁止区域の林道入口等の必要な地点には、狩猟者が立ち入らないよ

う標識を設置し、立入禁止区域を明示する。可猟区域にやむを得ず入林する必要がある場合は、入林日の前日までに「作業中につき立入禁止」等の看板を林道入口に設置するとともに局ホームページにその旨を掲載のうえ入林などの対策を各署等に指示したところである。

組合) 猟友会以外への対応は行っているのか。

当局) 北海道知事に対しても猟友会に対し関係法令と狩猟ルールへの遵守の徹底を図るよう指導の強化を要請したところである。

組合) 各署等では猟友会に対しどのような対応をとっているのか。

当局) 各(支)署長から北海道猟友会各支部長に対し各支部会員に事故の周知及び関係法令と狩猟ルールへの遵守について指導を徹底する旨の要請を行うよう指示したところである。

組合) 今後の猟友会等に対する対応についてどの様に考えているのか。

当局) 今回の重大災害を風化させないため、狩猟解禁前に北海道猟友会等に対して再発防止策の徹底、関係法令及び狩猟ルールへの遵守などについて、会員一人ひとりに至るまで周知徹底するよう要請を行っていききたい。

組合) 今回の災害により通知類の改正はあるのか。

当局) 今回の重大災害を踏まえ、「北海道森林管理局における職員の安全確保について」等の一部改正について検討する考えである。

組合) 職員の安全確保に向けて、安全管理体制の充実を図ること。

当局) 職員の安全確保については、安全管理者等がその役割と責任を自覚のうえ、自ら安全確保に必要な知識の習得に努め、業務の現場巡視及び健康安全協議会の開催等を通じ、各現場の実態に応じた的確な対策と指導ができるよう、安全管理体制の充実・強化を図っていく考えである。

また、日頃より緊急時に備え、緊急連絡体制の確立、通信機器の点検、災害時の対応等について、引き続き万全の体制を期するよう指導の徹底を図っていく考えである。